

秀長さんプロジェクトロゴマーク及びキャッチコピーQ&A

1 申請する前

Q1-1 自分の商売に活用したいけど、無料で使えるの？

A1-1 無料で商業利用できます。ただし申請と報告はしてください。

Q1-2 個人活動、サークル活動、団体活動などの使用にも申請は必要？

A1-2 申請が必要です。また報告もしてください。

2 申請手続き

Q2-1 使用するか分からないですが、すべての使用用途にチェックして申請してもいいの？

A2-1 申請していただけます。完成後速やかにご報告をお願いいたします。

Q2-2 令和 9 年 3 月 31 日までの使用だけど、使用期間の終期は、商品の販売終了か製造終了のどちら？

A2-2 商品の販売終了でお願いします。使用期間終了までに製造された商品は、製造された商品を売り切るまで使用してください。

3 追加や変更の手続き

Q3-1 使用用途の変更したい場合、どうするの？

A3-1 変更後の状態で再度申請してください。

Q3-2 使用用途の追加したい場合、どうするの？

A3-2 改めて追加分を申請してください。

Q3-3 データを入手したけど、使用しなくなったときはどうするの？

A3-3 お手数ですが、その旨を電子メールにてご連絡ください。

4 完成品の報告

Q4-1 営利では使わないけど、報告は必要？

A4-1 営利・非営利問わず、報告してください。

Q4-2 会社や団体の会議資料やイベントチラシなどについても報告は必要？

A4-2 必要です。報告してください。

Q4-3 会議資料やイベントチラシを作成した都度、報告がいるの？

A4-3 申請書の使用用途にチェックしていただいた項目で、複数使われた場合はまとめて報告してください。

Q4-4 商品は種類毎に報告が必要？

A4-4 一つの報告に種類がわかるように記入いただいて構いません。

【問合せ】

秀長さんプロジェクト推進協議会事務局(大和郡山市総務部企画政策課内)

・e-mail:hidénagasan@city.yamatokoriyama.lg.jp

件名【秀長さんプロジェクトロゴ等使用】をお願いします。

・電話:0743-53-1160

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

月曜日から金曜日(祝日・休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)除く)